

○総務省令第二十三号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十九日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

総務大臣 武田 良太

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章 略」	
第二章 電気通信事業	
「第一節・第二節 略」	
第三節 電気通信設備（第二十七条の二―第三十八条）	
「第四節―第六節 略」	
「第三章・第四章 略」	
第五章 雑則（第五十五条―第七十二条）	
附則	
（電気通信事業の登録申請）	
第四条 「略」	
2 法第十条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	
一 電話番号及び電子メールアドレス	
二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人（以下「国内代表者等」という。）の電話番号及び電子メールアドレス	
3 法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。	
「一―三 略」	
四 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類	
イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類	
「ロ 略」	
五 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類	
イ 定款又はこれに相当する書類	
ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類	
六 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類	
イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類	
ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類	
七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類	
イ 住民票の写し又はこれに相当する書類	
「ロ 略」	
八 申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類	
イ 申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書	
ロ 申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し	
九 申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分（第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与	

目次

「第一章 同上」	
第二章 電気通信事業	
「第一節・第二節 同上」	
第三節 電気通信設備（第二十八条―第三十八条）	
「第四節―第六節 同上」	
「第三章・第四章 同上」	
第五章 雑則（第五十五条―第七十条）	
附則	
（電気通信事業の登録申請）	
第四条 「同上」	
「新設」	
2 法第十条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	
「同上」	
「同上」	
「一―三 同上」	
四 「同上」	
イ 定款の謄本及び登記事項証明書	
「ロ 同上」	
五 「同上」	
イ 定款の謄本	
ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類	
六 申請者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類	
イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本	
ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類	
七 「同上」	
イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類	
「ロ 同上」	
「新設」	
「新設」	

したことを証する様式第二の二による書類

十 〔略〕

（登録の更新）

第四条の二 〔略〕

〔2 略〕

3 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

四 申請者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

〔ロ〕ハ 略

五 申請者が法人以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ〕 略

六 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ 住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ロ〕ハ 略

七 申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

八 申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分

の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

九 〔略〕

〔略〕

十 第九号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類

〔イ〕ロ 略

十一 第九号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三による事業収支見積書

十二 所要資金（第九号の事由に関し申請者が金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。）を支払った場合における当該金銭等をいう。）の額及び調達方法を記載した書類

十三 所要資金（第九号の事由に関し申請者が金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。）を支払った場合における当該金銭等をいう。）の額及び調達方法を記載した書類

十四 〔略〕

十五 〔略〕

八 〔同上〕

（登録の更新）

第四条の二 〔同上〕

〔2 同上〕

〔同上〕

〔一〕三 同上

四 〔同上〕

イ 定款の謄本及び登記事項証明書

〔ロ〕ハ 同上

五 〔同上〕

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

〔ハ〕 同上

六 〔同上〕

イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類

〔ロ〕ハ 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

七 〔同上〕

八 〔同上〕

九 第七号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類

〔イ〕ロ 同上

十 第七号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三による事業収支見積書

十一 所要資金（第七号の事由に関し申請者が金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。）を支払った場合における当該金銭等をいう。）の額及び調達方法を記載した書類

十二 〔同上〕

十三 〔同上〕

十四 〔同上〕

十五 〔同上〕

十六 第九号の事由が生じたことにより次に掲げる事項を変更した、又は変更しようとする場合（他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に与える影響が軽微である事項を変更した、又は変更しようとする場合を除く。）には、その内容を記載した書類

「イ〜ヘ 略」

十七 「略」

（変更登録）

第五条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第一項の変更登録を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）その他必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

「一〜四 略」

「3〜5 略」

（氏名等の変更の届出）

第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 法第十条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

ロ 当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

ニ 法第十条第一項第二号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類

イ 国内代表者等を変更した場合に於ては、次に掲げる書類

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(イ) 変更後の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

(ロ) 変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

(2) 変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条

の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二

の二による書類

ロ イの場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類

2 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第八条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項

十四 第七号の事由が生じたことにより次に掲げる事項を変更した、又は変更しようとする場合（他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に与える影響が軽微である事項を変更した、又は変更しようとする場合を除く。）には、その内容を記載した書類

「イ〜ヘ 同上」

十五 「同上」

（変更登録）

第五条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第一項の変更登録を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）その他必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

「一〜四 同上」

「3〜5 同上」

（氏名等の変更の届出）

第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

「新設」

「新設」

（軽微な変更の届出）

第八条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項

ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限り）を添えて提出しなければならない。

〔一〜四 略〕

〔3〜5 略〕

（電気通信事業の届出）

第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

四 当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又はこれに相当する書類

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

五 当該届出を行おうとする者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

七 当該届出を行おうとする者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 当該届出を行おうとする者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 当該届出を行おうとする者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

ハ 当該届出を行おうとする者が外国法人等であるときは、当該届出を行おうとする者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分（通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与した）ことを証する様式第二の二による書類

九 略

2 法第十六条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号及び電子メールアドレス

二 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス

3 法第十六条第二項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 法第十六条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限り）を添えて提出しなければならない。

〔一〜四 同上〕

〔3〜5 同上〕

（電気通信事業の届出）

第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款の謄本及び登記事項証明書

四 同上

イ 定款の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

五 当該届出を行おうとする者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

<p>ロ 当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類</p>	
<p>ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類</p>	
<p>二 法第十六条第一項第二号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類</p>	
<p>イ 国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類</p>	
<p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p>	
<p>イ 変更後の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書</p>	
<p>ロ 変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し</p>	
<p>② 変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類</p>	
<p>ロイの場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類</p>	
<p>4 法第十六条第二項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。</p>	
<p>5 略</p>	<p>3 略</p>
<p>6 略</p>	<p>4 同上</p>
<p>7 略</p>	<p>5 同上</p>
<p>8 全部認定事業者が第六項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。</p>	<p>6 全部認定事業者が第四項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。</p>
<p>9 略</p>	<p>7 同上</p>
<p>10 略</p>	<p>8 同上</p>
<p>11 略</p>	<p>9 同上</p>
<p>〔届出事業者において国内代表者等が欠けた場合〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第九条の二 法第十六条第一項の届出をした外国法人等は、その定めた国内代表者等が欠けるに至つたときは、遅滞なく、新たに国内代表者等を定めなければならない。</p>	<p>(電気通信役務等の変更の報告)</p>
<p>(電気通信役務等の変更の報告)</p>	<p>第十条 電気通信事業者は、第四条第三項第二号又は前条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。</p>
<p>〔2〜4 略〕</p>	<p>〔2〜4 同上〕</p>
<p>(電気通信事業の承継に関する手続)</p> <p>第十一条 認定電気通信事業者が電気通信事業の全部の譲受け又は電気通信事業者についての合併若しくは分割(電気通信事業の全部を承継させるものに限る。)により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継しようとするときはあらかじめ、又は認定電気通信事業者が電気通信事業者についての相続により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継したときは当該電気通信事業者の死亡後六十日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続をとらなければならない。</p> <p>〔一〜三 略〕</p>	<p>(電気通信事業の承継に関する手続)</p> <p>第十一条 認定電気通信事業者が電気通信事業の全部の譲受け又は電気通信事業者についての合併若しくは分割(電気通信事業の全部を承継させるものに限る。)により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継しようとするときはあらかじめ、又は認定電気通信事業者が電気通信事業者についての相続により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継したときは当該電気通信事業者の死亡後六十日以内に、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める手続をとらなければならない。</p> <p>〔一〜三 同上〕</p>

〔254 略〕

5 法第十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

〔ロ 略〕

四 電気通信事業者の地位を承継した者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又はこれに相当する書類

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）

五 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の団体であつて前号に規定する者以外のものであるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）

六 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の個人であるときは、次に掲げる書類

イ 住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ロ 略〕

七 電気通信事業者の地位を承継した者が外国人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

八 電気通信事業者の地位を承継した者が外国人等であるときは、電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

〔略〕

〔略〕

九 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項にお

〔略〕

〔略〕

6 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項にお

〔略〕

〔略〕

〔254 同上〕

5 法第十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 定款の謄本及び登記事項証明書

〔ロ 同上〕

四 〔同上〕

イ 定款の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）

五 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の団体であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）

六 〔同上〕

イ 住所及び生年月日を証する書類

〔ロ 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔同上〕

七 〔同上〕

〔同上〕

八 〔同上〕

〔同上〕

6 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項にお

〔同上〕

〔同上〕

いて「届出事業者」という。）が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。ただし、同条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

〔7 略〕

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第十二条 「略」

〔2〕4 略〕

5 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十八条第一項の規定による電気通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

〔一・二 略〕

〔6・7 略〕

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

- 一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）（ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

〔イ 略〕

ロ アナログ電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）

(1) 離島（本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。）のみで構成される単位料金区域（電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。）の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

いて「届出事業者」という。）が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。ただし、法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

〔7 同上〕

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第十二条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十八条第一項の規定による電気通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔6・7 同上〕

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 「同上」

- 一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

〔イ 同上〕
ロ 「同上」

(1) 離島（本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。）のみで構成される単位料金区域（電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。）の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役割に係る相互接続点に着信する通信

〔六 略〕

〔二 略〕

三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）に限る。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務 インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの（当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものを含み、それ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものを除く。以下「光電話役務」という。）であつて、次のいずれかに掲げるもの

(1) 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

(イ) 適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金（以下「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額

〔ロ 略〕

〔二・三 略〕

〔ロ 略〕

四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役割に係る相互接続点に着信する通信

〔六 同上〕

〔二 同上〕

〔同上〕

イ 〔同上〕

(1) 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下このイにおいて同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

(イ) 適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。以下このイにおいて同じ。）の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金（以下「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額

〔ロ 同上〕

〔二・三 同上〕

〔ロ 同上〕

〔新設〕

用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの

イ ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務
ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備に対応する部分に係るものであつて、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務（施設設置負担金の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金の額（押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。）を超えない額で提供されるもの

ロ ワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信
次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）

(1) 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ ワイヤレス固定電話用設備に係る緊急通報
警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）

（基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二 前条第三号及び第四号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二條の二の第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二條の二の二 法第二十五條第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第二十一條第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四條第三号又は第四号に規定する基礎的電気通

（基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四條の二 前条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二條の二の第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二條の二の二 法第二十五條第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第二十一條第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四條第三号に規定する基礎的電気通信役務を提

信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は第四号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。

2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号又は第四号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件）

第二十三条の六 法第三十三条第三項の総務省令で定める接続料及び接続条件は、次のとおりとする。

〔一〕三 略〕

四 法第四十一条第一項又は第三項の技術基準を定める総務省令、電気通信番号計画その他法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件

（法第三十八条の二の総務省令で定める区分）

第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の「一から三十五までに掲げる電気通信役務の区分」とする。

第三節 電気通信設備

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

〔一〕 略〕

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の「一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

「イ」ホ 略〕

三 電気通信事業者の設置する伝送路設備が次に掲げる要件のいずれにも該当しない場合における当該電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備（当該電気通信設備を用いて提供される電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために特に必要があるものとして総務大臣が指定するものを除く。）

イ 伝送路設備が本邦内に設置されていること。

ロ 伝送路設備が本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置されていること。

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二の二 法第四十一条第四項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

供する電気通信事業者にあつては、同条第一号又は第三号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。

2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件）

第二十三条の六 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 法第四十一条第一項の技術基準を定める総務省令、電気通信番号計画その他法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件

（法第三十八条の二の総務省令で定める区分）

第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の「一から三十四までに掲げる電気通信役務の区分」とする。

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 〔同上〕

〔一〕 同上〕

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の「一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

「イ」ホ 同上〕

〔新設〕

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二の二 法第四十一条第三項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第四十一条第四項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の「から三十四まで」に掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

「一・二 略」

(事業用電気通信設備の自己確認)

第二十七条の三 法第四十二条第一項及び第二項の規定による確認(同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。)をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項から第三項まで又は第五項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項(同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行った方法により設置した場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備(以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。)及び総合デジタル通信設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質(通話品質にあつては、ワイヤレス固定電話用設備を除く。総合品質にあつては、同項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備(以下この条及び次条において「メタルインターネットプロトコル電話用設備」という。)、ワイヤレス固定電話用設備及び同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備(以下この条及び次条において「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備」という。))に限る。ネットワーク品質にあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備に限る。)を劣化させることとなる場合

「ロ 略」

「二・三 略」

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一 二線式アナログ電話用設備(ワイヤレス固定電話用設備を除く。)又は総合デジタル通信設備(法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。)(次に掲げる書類(ネからラまでにあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネ

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の「から三十三まで」に掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

「一・二 同上」

(事業用電気通信設備の自己確認)

第二十七条の三 法第四十二条第一項及び第二項の規定による確認(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。)をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項、第二項又は第四項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

一 「同上」

イ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備(以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。)及び総合デジタル通信設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質(総合品質及びネットワーク品質にあつては、同項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備及び同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備に限る。)を劣化させることとなる場合

「ロ 同上」

「二・三 同上」

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一 二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。)(次に掲げる書類(ネからラまでにあつては、事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同

ットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。)

〔イ〕オ 略〕

ク その他イからオまでに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)

一の二) ワイヤレス固定電話用設備(法第四十一条第三項に規定する電気通信設備に限る。)
次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類(同号ソ及びクに掲げるものを除く。)

ロ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

ニ) その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)

二) 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)
次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類(同号ソ及びクに掲げるものを除く。)

〔ロ〕ニ 略〕

ホ その他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)

三) アナログ電話用設備(法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。)
次に掲げる書類

〔イ〕 略〕

ロ その他イに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)

〔四〕八 略〕

九) 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

〔イ〕ロ 略〕

項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。)

〔イ〕オ 同上〕

ク その他イからオまでに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)

〔新設〕

二) 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)
次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類(同号ソ及びクに掲げるものを除く。)

〔ロ〕ニ 同上〕

ホ その他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)

三) アナログ電話用設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。)
次に掲げる書類

〔イ〕 同上〕

ロ その他イに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)

〔四〕八 同上〕

九) 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

〔イ〕ロ 同上〕

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

「イ」ハ 略

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十一 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

「イ」ロ 略

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類

「イ」ハ 略

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十三 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

「イ」ハ 略

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

「イ」ハ 同上

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十一 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

「イ」ロ 同上

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十二 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類

「イ」ハ 同上

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

「イ」ハ 同上

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十四 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

「イ」ハ 略

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあっては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅滞なく、様式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（管理規程）

第二十八条 「略」

〔2 略〕

（媒介等の業務の届出等）

第三十九条 法第七十三条の二第二項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者は、様式第三十三の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類
二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

〔2・3 略〕

4 法第七十三条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 法第七十三条の二第一項第一号に掲げる事項の変更の場合、次に掲げる書類

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類
ロ 当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

二 第一号以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類

5 法第七十三条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一 略〕

二 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の法人であつたときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

十四 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

「イ」ハ 同上

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあっては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅滞なく、様式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

第三節 電気通信設備

第二十八条 「同上」

〔2 同上〕

（媒介等の業務の届出等）

第三十九条 「同上」

一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書
二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

〔2・3 同上〕

4 法第七十三条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

〔新設〕

5 法第七十三条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一 同上〕

二 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の法人であつたときは、登記事項証明書

<p>三 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の団体であつた者であつて前号に規定する者以外のものであるときは、役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類</p> <p>四 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の個人であつたときは、住民票の写し又はこれに相当する書類</p> <p>〔6〕8 略</p> <p>〔緊急通報の通信回数〕</p> <p>第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>〔業務区域の範囲の基準〕</p> <p>第四十条の六 法第八十条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる基礎的電気通信役務 第十四条第一号、第三号又は第四号の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八号において同じ。）における全ての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号、第三号又は第四号の基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>〔二 略〕</p> <p>〔認定の申請〕</p> <p>第四十条の八の二 「略」</p> <p>2 法第八十条の二第四項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 定款及び登記事項証明書</p> <p>〔五〕六 略</p> <p>〔電気通信事業の全部の認定の申請〕</p> <p>第四十条の九 法第八十条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定（以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。</p> <p>〔一〕一 略</p> <p>〔二 略〕</p> <p>3 全部認定の申請に係る法第八十条第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。</p>	<p>三 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の団体であつた者であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類</p> <p>四 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の個人であつたときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類</p> <p>〔6〕8 同上</p> <p>〔緊急通報の通信回数〕</p> <p>第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ及び第三号ロに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔業務区域の範囲の基準〕</p> <p>第四十条の六 「同上」</p> <p>一 第十四条第一号及び第三号に掲げる基礎的電気通信役務 第十四条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八号において同じ。）におけるすべての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔認定の申請〕</p> <p>第四十条の八の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 定款の謄本及び登記事項証明書</p> <p>〔五〕六 同上</p> <p>〔電気通信事業の全部の認定の申請〕</p> <p>第四十条の九 法第八十条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定（以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類を提出しなければならない。</p> <p>〔一〕一 同上</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>3 「同上」</p>
--	---

〔一〇五 略〕

六 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

〔七〇十 略〕

（電気通信事業の一部の認定の申請）

第四十条の十 法第百七十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

〔一・二 略〕

〔2・3 略〕

（変更の認定）

第四十条の十四 法第百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第三十八の十四の申請書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

〔2・3 略〕

（認定事業者の氏名等の変更の届出）

第四十条の十七 法第百二十二条第五項の規定による法第百七十七条第二項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

（承継の認可申請）

第四十条の十八 〔略〕

2 法第百二十三条第三項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の十七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 合併にあつては当事者の一方が、分割にあつては当該分割により電気通信事業の全部を承継する法人が、認定電気通信事業者以外の者であるときは、その者に係る次に掲げる書類（当該者が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除く。）

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

〔ロ 略〕

六 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により電気通信事業の全部を承継する法人の定款又はこれに相当する書類並びに役員となるべき者の名簿及び履歴書並びに当該法人について法第百十八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式

〔一〇五 同上〕

六 申請者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類

〔イ・ロ 同上〕

〔七〇十 同上〕

（電気通信事業の一部の認定の申請）

第四十条の十 法第百七十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔2・3 同上〕

（変更の認定）

第四十条の十四 法第百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第三十八の十四の申請書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔2・3 同上〕

（認定事業者の氏名等の変更の届出）

第四十条の十七 法第百二十二条第五項の規定による法第百七十七条第二項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

〔新設〕

一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

（承継の認可申請）

第四十条の十八 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 〔同上〕

イ 定款の謄本及び登記事項証明書

〔ロ 同上〕

六 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により電気通信事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の名簿及び履歴書並びに当該法人について法第百十八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第一による書面

第二による書面

〔七 略〕

3 法第二百二十三条第四項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 譲受人が認定電気通信事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類（当該譲受人が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除き、当該譲受人が法第九条の登録を受けた電気通信事業者であるときはロに掲げる書類を除く。）

イ その法人の定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

〔ロ・ハ 略〕

七 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又はこれに相当する書類

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ 略〕

八 譲受人が認定電気通信事業者以外の団体であつて前号に規定する者以外のものであるときは、次に掲げる書類（当該譲受人が電気通信事業者であるときはイ及びロに掲げる書類を除き、当該譲受人が法第九条の登録を受けた電気通信事業者であるときはハに掲げる書類を除く。）

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ・ニ 略〕

〔九〇十一 略〕

〔氏名等の公表方法〕

第六十一条の二 総務大臣は、法第六十七条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は電気通信事業の運営を適切かつ合理的なものとするために必要な事項を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（意見を述べる機会の供与）

第六十一条の三 総務大臣は、法第六十七条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行った者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令等違反行為を行った者又は国内代表者等にその旨を通知して、当該法令等違反行為を行った者又は国内代表者等を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

一 電気通信役務の利用者の利益の保護又はその円滑な提供の確保の観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執るとまがないとき。

二 法令等違反行為を行った者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該者と連絡することができないとき。

〔七 同上〕

3 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 〔同上〕

イ その法人の定款の謄本及び登記事項証明書

〔ロ・ハ 同上〕

七 〔同上〕

イ 定款の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

〔ハ 同上〕

八 譲受人が認定電気通信事業者以外の団体であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、次に掲げる書類（当該譲受人が電気通信事業者であるときはイ及びロに掲げる書類を除き、当該譲受人が法第九条の登録を受けた電気通信事業者であるときはハに掲げる書類を除く。）

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

〔ハ・ニ 同上〕

〔九〇十一 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

(申請等の方法)

第六十九條 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等(ドメイン名電気通信役員に係るものを除く。)をその者の住所(電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者を含む。))である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して行うことができる。

〔一〕三十四 略〕

〔2 略〕

(電磁的方法による提出)

第七十條 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けらるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けらるべき者に到達したものとみなす。

(添付書類の省略)

第七十一條 この省令の規定により総務大臣に提出する申請書又は届出書に添付する国内代表者等の登記事項証明書又は住民票の写しについては、総務大臣が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五条の表一の項又は三の項上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表一の項又は三の項下欄に掲げる措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(訳文の添付)

第七十二條 法又は法に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が定款(定款に相当する書類を含む。)であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもつて足りるものとする。

様式第1 (第4条第1項、第4条の2第1項関係)

電気通信事業登録(登録更新) 申請書

〔略〕

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

(申請等の方法)

第六十九條 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等(ドメイン名電気通信役員に係るものを除く。)をその者の住所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して行うことができる。

〔一〕三十四 同上〕

〔2 同上〕

(電磁的方法による提出)

第七十條 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

様式第1 (第4条第1項、第4条の2第1項関係)

電気通信事業登録(登録更新) 申請書

〔同左〕

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
 担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電気通信事業法第9条（第12条の2）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

1 電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	

3 [略]

4 [略]

5 [略]

[注 略]

様式第2（第4条第3項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第9号、第40条の9第3項第9号、第40条の10第3項第2号、第40条の18第1項第4号、第2項第6号及び第3項第10号関係）

[略] 誓 約 書

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
 担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
 電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）
 おお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

電気通信事業法第9条（第12条の2）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

[新設]

[新設]

1 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

[注 同左]

様式第2（第4条第2項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第7号、第40条の9第3項第9号、第40条の18第1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号関係）

[同左] 誓 約 書

[注 略]

様式第2の2 (第4条第4項、第4条の2第3項、第7条第1項、第9条第1項及び第3項、第11条第5項関係)

[注 同左]
[新設]

権限証明書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)
電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

私は、下記の者を (国内における代表者/国内における代理人) と定め、次の権限を付与したことを証します。

- ・電気通信事業法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限
- ・電気通信事業法施行規則第61条の3の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の

電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第3 (第4条第4項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第5項及び第6項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係) ネットワーク構成図

【注1・2 略】

3 交換センター、集計センター等が多数ある場合には、その全てを記載することは要しない。ただし、本邦内の設備は都道府県ごとのそれぞれの総数、本邦外の設備は国又はこれに準ずる地域ごとのそれぞれの総数を記載すること。

【4～6 略】

様式第4 (第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務	
電気通信役務の種類	提供する役務
[1～8 略]	
9 ワイヤレス固定電話	
10 衛星移動通信サービス	
11～29 [略]	
30 上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
31～34 [略]	
35 上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

【注1 略】

2 再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記32に該当する場合は、この限りでない。

【3・4 略】

5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(1、2、6、7、8又は32に限る。)により記入すること。

6 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(6、7、17、18、19又は24に限る。)に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記32のみに「○」をすること。

7 「インターネット関連サービス(1P電話を除く。)」又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサ

様式第3 (第4条第3項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第3項及び第4項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係) ネットワーク構成図

【注1・2 同左】

3 交換センター、集計センター等が多数ある場合には、そのすべてを記載することは要しない。ただし、都道府県ごとのそれぞれの総数は記載すること。

【4～6 同左】

様式第4 (第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務	
電気通信役務の種類	提供する役務
[1～8 同左]	
9 衛星移動通信サービス	
10～28 [同左]	
29 上記1から28までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
30～33 [同左]	
34 上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

【注1 同左】

2 再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記31に該当する場合は、この限りでない。

【3・4 同左】

5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(1、2、6、7、8又は31に限る。)により記入すること。

6 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(6、7、16、17、18又は23に限る。)に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記31のみに「○」をすること。

7 「インターネット関連サービス(1P電話を除く。)」又は「上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサ

<p>ービス」、[ホスティングサービス]、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。</p> <p>[8～10 略]</p> <p>様式第4の2 (第4条の2第3項第9号関係)</p> <p>電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等</p> <p>[表略]</p> <p>[注1～6 略]</p> <p>様式第4の3 (第4条の2第3項第12号関係)</p> <p>電気通信事業の登録の更新に係る事業収支見積書</p> <p>[表略]</p> <p>[注1・2 略]</p> <p>様式第5 (第5条第1項関係)</p> <p>電気通信事業変更登録申請書</p> <p>[略]</p> <p>電気通信事業法第13条第1項の規定により、<u>同法第10条第1項第3号又は第4号の事項の変更登録を受けた</u>ので、次のとおり申請します。</p> <p>[表略]</p> <p>[注1・2 略]</p> <p>様式第5の2 (第5条第2項第1号関係)</p> <p>電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書</p> <p>[略]</p> <p>電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号又は第4号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第122条第1項の規定により同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。</p> <p>[表略]</p> <p>[注1・2 略]</p> <p>様式第5の3 (第5条第2項第2号関係)</p> <p>電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書</p> <p>[略]</p> <p>電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号又は第4号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第122条第1項の規定により同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。</p> <p>[表略]</p> <p>[注1・2 略]</p> <p>様式第5の4 (第5条第2項第3号関係)</p> <p>認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更登録申請書</p>	<p>ービス]、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。</p> <p>[8～10 同左]</p> <p>様式第4の2 (第4条の2第3項第7号関係)</p> <p>電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等</p> <p>[表同左]</p> <p>[注1～6 同左]</p> <p>様式第4の3 (第4条の2第3項第10号関係)</p> <p>電気通信事業の登録の更新に係る事業収支見積書</p> <p>[表同左]</p> <p>[注1・2 同左]</p> <p>様式第5 (第5条第1項関係)</p> <p>電気通信事業変更登録申請書</p> <p>[同左]</p> <p>電気通信事業法第13条第1項の規定により、<u>同法第10条第1項第2号又は第3号の事項の変更登録を受けた</u>ので、次のとおり申請します。</p> <p>[表同左]</p> <p>[注1・2 同左]</p> <p>様式第5の2 (第5条第2項第1号関係)</p> <p>電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書</p> <p>[同左]</p> <p>電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号又は第3号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第122条第1項の規定により同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。</p> <p>[表同左]</p> <p>[注1・2 同左]</p> <p>様式第5の3 (第5条第2項第2号関係)</p> <p>電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書</p> <p>[同左]</p> <p>電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号又は第3号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第122条第1項の規定により同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。</p> <p>[表同左]</p> <p>[注1・2 同左]</p> <p>様式第5の4 (第5条第2項第3号関係)</p> <p>認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更登録申請書</p>
---	---

【略】
電気通信事業法第13条第1項の規定により、同法第10条第1項第3号又は第4号の事項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

【表略】
【注1・2 略】
様式第5の5（第5条第2項第4号関係）

電気通信事業変更登録申請書

【略】
電気通信事業法第13条第1項の規定により、同法第10条第1項第3号又は第4号の事項の変更登録を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。

【表略】
【注1・2 略】
様式第6（第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係）
電気通信事業（及び認定電気通信事業）氏名等変更届出書

【略】

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第4項（第16条第2項）（及び第122条第5項）の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
住所			
電話番号及び 電子メールアドレス			
外国法人等の国内における 代表者又は国内における代 理人の氏名 （法人にあつては、名称及 び代表者の氏名）			
外国法人等の国内における 代表者又は国内における代			

【同左】
電気通信事業法第13条第1項の規定により、同法第10条第1項第2号又は第3号の事項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

【表同左】
【注1・2 同左】
様式第5の5（第5条第2項第4号関係）

電気通信事業変更登録申請書

【同左】
電気通信事業法第13条第1項の規定により、同法第10条第1項第2号又は第3号の事項の変更登録を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。

【表同左】
【注1・2 同左】
様式第6（第7条、第9条第2項、第40条の17関係）
電気通信事業（及び認定電気通信事業）氏名等変更届出書

【同左】

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第4項（第16条第2項）（及び第122条第5項）の規定により、届け出ます。

変更前の氏名等	
変更後の氏名等	
変更年月日	

理人の国内の住所		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス		

【注 略】

様式第 8 (第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係)

電気通信事業届出書

【略】

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電気通信事業法第 16 条第 1 項 (第 165 条第 1 項) の規定により、電気通信事業を営む (行う) ので、次のとおり届け出ます。

- 1 電話番号及び電子メールアドレス (担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)
- 2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

【注 同左】

様式第 8 (第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係)

電気通信事業届出書

【同左】

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)
電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第 16 条第 1 項 (第 165 条第 1 項) の規定により、電気通信事業を営む (行う) ので、次のとおり届け出ます。

- 【新設】
- 【新設】

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のされる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	

3 [略]

4 [略]

5 [略]

[注 略]

様式第9（第9条第5項関係）

電気通信事業変更届出書

[略]

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。

[表略]

[注 1・2 略]

様式第9の2（第9条第6項第1号関係）

認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書

[略]

電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。

上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

[表略]

[注 1・2 略]

様式第9の3（第9条第6項第1号関係）

電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書

[略]

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。

[表略]

[注 1～3 略]

様式第9の4（第9条第6項第2号関係）

1 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

[注 同左]

様式第9（第9条第3項関係）

電気通信事業変更届出書

[同左]

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。

[表同左]

[注 1・2 同左]

様式第9の2（第9条第4項第1号関係）

認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書

[同左]

電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。

上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

[表同左]

[注 1・2 同左]

様式第9の3（第9条第4項第1号関係）

電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書

[同左]

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。

[表同左]

[注 1～3 同左]

様式第9の4（第9条第4項第2号関係）

<p>認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書</p>	<p>認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書</p>
<p>【略】 電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。</p> <p>上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したので、届け出ます。</p>	<p>【同左】 電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。</p> <p>上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したので、届け出ます。</p>
<p>【表略】 【注1・2 略】 様式第9の5 (第9条第6項第2号関係) 電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書</p>	<p>【表同左】 【注1・2 同左】 様式第9の5 (第9条第4項第2号関係) 電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書</p>
<p>【略】 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。</p> <p>次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。</p>	<p>【同左】 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。</p> <p>次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。</p>
<p>【表略】 【注1～3 略】 様式第9の6 (第9条第6項第3号関係) 認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更届出書</p>	<p>【表同左】 【注1～3 同左】 様式第9の6 (第9条第4項第3号関係) 認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更届出書</p>
<p>【略】 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したので、届け出ます。</p>	<p>【同左】 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したので、届け出ます。</p>
<p>【表略】 【注1・2 略】 様式第9の7 (第9条第6項第4号関係) 電気通信事業変更届出書</p>	<p>【表同左】 【注1・2 同左】 様式第9の7 (第9条第4項第4号関係) 電気通信事業変更届出書</p>
<p>【略】 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。</p>	<p>【同左】 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。</p>
<p>【表略】 【注1・2 略】 様式第9の8 (第9条第10項関係) 電気通信設備の概要届出書</p>	<p>【表同左】 【注1・2 同左】 様式第9の8 (第9条第8項関係) 電気通信設備の概要届出書</p>
<p>【略】 【注1～3 略】 様式第11 (第11条第5項関係) 電気通信事業承継届出書</p>	<p>【同左】 【注1～3 同左】 様式第11 (第11条第5項関係) 電気通信事業承継届出書</p>

【略】

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

地位を承継した者が電気通信事業者である場合は、その登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電気通信事業者の地位を次のとおり承継したので、電気通信事業法第17条第2項の規定により届け出ます。

- 1 電話番号及び電子メールアドレス (担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)
- 2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス (担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)	

【同左】

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

地位を承継した者が電気通信事業者である場合は、その登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業者の地位を次のとおり承継したので、電気通信事業法第17条第2項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した電気通信事業に係る登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号	

3 承継年月日

4 被承継者

5 承継した電気通信事業に係る登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

【注 略】

様式第12の6 (第14条の2関係)

基礎的電気通信役務提供方法等報告書

【略】

電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務の方法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第14条の2の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法	
予定している基本料金の額	
提供(変更)を行う区域	
その他参考となる事項	

注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法ごとに別業とすること。

2 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法については、同号イのうち、(1)、(2)又は(3)のいずれかによるものかを記載するとともに、当該基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。

3～6 【略】

様式第15の2 (第22条の2第2項関係)

基礎的電気通信役務提供区域等報告書

【略】

電気通信事業法第25条第1項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号又は第4号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条の2第2項の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務により提供する区域	

【注 同左】

様式第12の6 (第14条の2関係)

基礎的電気通信役務提供方法等報告書

【同左】

電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の方法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第14条の2の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法	
予定している基本料金の額	
提供(変更)を行う区域	
その他参考となる事項	

注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法については、同号イのうち、(1)、(2)又は(3)のいずれかによるものかを記載するとともに、当該基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。

2～5 【同左】

様式第15の2 (第22条の2第2項関係)

基礎的電気通信役務提供区域等報告書

【同左】

電気通信事業法第25条第1項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条の2第2項の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務により提供する区域	

その他参考となる事項	その他参考となる事項
<p>注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務により提供される区域ごとに別業とすること。</p> <p>2 提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>様式第18の5 (第25条の5関係) 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる 卸電気通信役務の提供業務開始届出書</p> <p>[略]</p> <p>注1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第4の表の1から35までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。</p> <p>[2～5 略]</p> <p>様式第20の2 (第27条の5第1項関係) 事業用電気通信設備の自己確認届出書</p> <p>[略]</p> <p>第42条第1項 第42条第2項 第42条第4項において準用する同条第1項 第42条第4項において準用する同条第2項 電気通信事業法 第42条第5項において準用する同条第1項 第42条第5項において準用する同条第2項 第42条第6項において準用する同条第1項 第42条第6項において準用する同条第2項 第41条第1項 第41条第2項 第41条第3項 第41条第5項 信設備が同法</p> <p>の総務省令で定める技術基準に適合することを確認したので</p> <p>第42条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>[注1・2 略]</p> <p>様式第38 (第40条の3、第40条の6第1号関係) 適格電気通信事業者指定申請書</p> <p>[略]</p> <p>[1・2 略]</p>	<p>注1 提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>様式第18の5 (第25条の5関係) 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる 卸電気通信役務の提供業務開始届出書</p> <p>[同左]</p> <p>注1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第4の表の1から32までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。</p> <p>[2～5 同左]</p> <p>様式第20の2 (第27条の5第1項関係) 事業用電気通信設備の自己確認届出書</p> <p>[同左]</p> <p>第42条第1項 第42条第2項 第42条第4項において準用する同条第1項 第42条第4項において準用する同条第2項 電気通信事業法 第42条第5項において準用する同条第1項 第42条第5項において準用する同条第2項 第41条第1項 第41条第2項 第41条第4項 信設備が同法</p> <p>の総務省令で定める技術基準に適合することを確認したので</p> <p>第42条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>[同左]</p> <p>[注1・2 同左]</p> <p>様式第38 (第40条の3、第40条の6第1号関係) 適格電気通信事業者指定申請書</p> <p>[同左]</p> <p>[1・2 同左]</p>

3 第14条第1号、第3号及び第4号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲	
都道府県名	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第1号、第3号又は第4号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

様式第38の2 (第40条の3第1号、第40条の4第1項関係)
基礎的電気通信役務収支表

【略】
第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業利益	営業費用		営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
[1. 2 略]					
3 第14条第3号に掲げるもの					
	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	小計				
4 第14条第4号に掲げるもの					
	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				

3 第14条第1号及び第3号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲	
都道府県名	当該都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第1号又は第3号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

様式第38の2 (第40条の3第1号、第40条の4第1項関係)
基礎的電気通信役務収支表

【同左】
第1表 第14条第1号から第3号までに掲げるもの

役務の細目	営業利益	営業費用		営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
[1. 2 同左]					
3 第14条第3号に掲げるもの					
	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	小計				
	合計				

(3) 同 号ハ に掲 げる もの						
	小計					
合計						

【注1～6 略】

【第2表 略】

様式第38の5 (第40条の9第1項第2号関係)

電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業全部認定申請書

【略】

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第3号の事項の変更登録を受ける
(電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいの
で、届け出る) とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたい
ので、次のとおり申請します。

【略】

【注 略】

様式第38の9 (第40条の10第1項第2号関係)

電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業一部認定申請書

【略】

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第3号の事項の変更登録を受ける
(電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいの
で、届け出る) とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたい
ので、次のとおり申請します。

【略】

【注 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

【注1～6 同左】

【第2表 同左】

様式第38の5 (第40条の9第1項第2号関係)

電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業全部認定申請書

【同左】

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第2号の事項の変更登録を受ける
(電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第2号の事項を次のとおり変更したいの
で、届け出る) とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたい
ので、次のとおり申請します。

【同左】

【注 同左】

様式第38の9 (第40条の10第1項第2号関係)

電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業一部認定申請書

【同左】

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第2号の事項の変更登録を受ける
(電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第2号の事項を次のとおり変更したいの
で、届け出る) とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたい
ので、次のとおり申請します。

【同左】

【注 同左】

（電気通信事業会計規則の一部改正）

第二条 電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

(電磁的方法による提出)

第十七条 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

様式第14

基礎的電気通信役務損益明細表

【略】

(記載上の注意)

1 「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載することとし、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、摘要欄にその旨を記載すること。

【2～5 略】

(電磁的方法による提出)

第十七条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下この条において同じ。)に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項の規定により電磁的方法に係る記録媒体により提出する場合には、事業者の氏名及び住所並びに申請又は提出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

様式第14

基礎的電気通信役務損益明細表

【同左】

(記載上の注意)

1 「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載することとし、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、摘要欄にその旨を記載すること。

【2～5 同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第三条 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第七項において単に「指定都市」という。))にあつては、その区又は総合区の区域)を超えない場合であつて、当該区域における利用者の数が三万未満であり、かつ、次のいずれかに該当する者が配置されている場合
 - イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に二年以上従事した経験を有するもの
 - ロ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの
 - ハ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に八年以上従事した経験を有するもの
- 二 総務大臣がイからハまでに掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有するものと認める者
- 三 事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業(電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。)の用に供するものである場合

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第七項において単に「指定都市」という。))にあつては、その区又は総合区の区域)を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満であるときであつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されているとき又はその事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業(電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。)の用に供するものである場合とする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に二年以上従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの

三 事業用電気通信設備を設置する者が外国法人等である場合であつて、当該事業用電気通信設備が次に掲げる要件のいずれにも該当しない場合

イ 当該事業用電気通信設備が本邦内に設置されていること。

ロ 当該事業用電気通信設備が本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置されていること。
[削る]

2 前項の規定にかかわらず、事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示する要件に適合するものとして総務大臣が認めるものにあつては、法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合であつて、当該区域における利用者の数が三万未満であり、かつ、前項第一号イからニまでのいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

3 前二項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、第一項第一号イからニまでのいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項第一号イからニまでのいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。

[457 略]

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 法第四十六条第二項の総務省令で定める電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項から第三項まで及び第五項の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項から第三項まで及び第五項の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

(電磁的方法による提出)

第七十条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けらるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けらるべき者に到達したものとみなす。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に八年以上従事した経験を有するもの

四 総務大臣が前各号に掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有するものと認める者

2 前項の規定にかかわらず、事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示する要件に適合するものとして総務大臣が認めるものにあつては、法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合であつて、当該区域における利用者の数が三万未満であり、かつ、前項各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

3 前二項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、第一項各号のいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項各号のいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。

[457 同上]

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 [同上]

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、第二項及び第四項の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、第二項及び第四項の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

(電磁的方法による書類の提出)

第七十条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し提出することができる。

2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

(工事担任者規則の一部改正)

第四条 工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>(電磁的方法による提出)</p> <p>第五十七条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けなければならない電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けなければならないものとみなす。</p> <p>備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>(電磁的方法による書類の提出)</p> <p>第五十七条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる。</p> <p>2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。</p>
---	---

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第五条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章」第三章「略」

第四章 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十五条の二・第四十五条の三）

第二節 秘密の保持（第四十五条の四）

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第四十五条の五）

第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第四十五条の六）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条の七―第四十五条の九）

第五章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十六条―第四十八条）

第二節 秘密の保持（第四十九条）

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条）

第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第五十二条―第五十六条）

第六章 雑則（第五十七条・第五十八条）

附則

（目的）

第一条 この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第四十一条第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第二条 この規則のうち、第一章及び第六章は全ての事業用電気通信設備について、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備について、第三章は同条第二項に規定する電気通信設備について、第四章は同条第三項に規定する電気通信設備について、第五章は同条第五項に規定する電気通信設備について、それぞれ適用する。

（定義）

第三条 「略」

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

「一〇四 略」

四の二 「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するもの（次号に規定するものを除く。）をいう。

目次

「第一章」第三章「同上」

第四章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十六条―第四十八条）

第二節 秘密の保持（第四十九条）

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条）

第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第五十二条―第五十六条）

第五章 雑則（第五十七条・第五十八条）

附則

（目的）

第一条 この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第四十一条第一項、第二項及び第四項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第二条 この規則のうち、第一章及び第五章は全ての事業用電気通信設備について、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備について、第三章は同条第二項に規定する電気通信設備について、第四章は同条第四項に規定する電気通信設備について、それぞれ適用する。

（定義）

第三条 「同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

四の二 「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

四の三 「ワイヤレス固定電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、適格電気通信事業者が基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、その伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるものをいう。

〔五十二 略〕

十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（マルチインターネットプロトコル電話用設備、ワイヤレス固定電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（マルチインターネットプロトコル電話用設備、ワイヤレス固定電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行うために設置される電気通信設備の機器（専ら特定のものの電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。

（特定端末設備）

第三十五条の二の七 端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二の七において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。この場合において、同条第四号中「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返し」とあるのは「前号の呼び返し（アナログ電話用設備（マルチインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介するものを除く。）」と読み替えるものとする。

第四章 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

（準用）

第四十五条の二 第四条から第八条まで及び第八条の三から第十五条の三（第一項第二号を除く。）までの規定は、事業用電気通信設備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第十一条第三項中「端末設備（当該都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用される移動端末設備を含む。）」とあるのは「端末設備」と読み替えるものとする。

〔新設〕

〔五十二 同上〕

十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（マルチインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（マルチインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行うために設置される電気通信設備の機器（専ら特定のものの者の電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。

（特定端末設備）

第三十五条の二の七 端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二の四において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。この場合において、同条第四号中「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返し」とあるのは「前号の呼び返し（アナログ電話用設備（マルチインターネットプロトコル電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介するものを除く。）」と読み替えるものとする。

〔新設〕

<p>2] 端末規則第五条から第九条までの規定は、事業用電気通信設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第五条、第六条及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは「電気通信回線設備」と、同条中「利用者」とあるのは「当該電気通信事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(適用除外)</p>	<p>第四十五条の三 前条第一項において準用する第四条、第八条、第八条の三、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。</p> <p>2] 前条第一項において準用する第四条、第五条、第八条、第八条の三、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。</p>	<p>3] 前条第一項において準用する第四条及び第十条第二項の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。</p> <p>第二節 秘密の保持</p> <p>第四十五条の四 第二章第二節（第十七条第三項を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（特定端末設備を除く。次節及び第四節において同じ。）について準用する。</p> <p>2] 第十七条第三項において読み替えて準用する端末規則第四条の規定は、特定端末設備について準用する。</p>	<p>第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止</p> <p>第四十五条の五 第二章第三節の規定は、事業用電気通信設備について準用する。</p> <p>第四節 他の電気通信設備との責任の分界</p> <p>第四十五条の六 第二章第四節の規定は、事業用電気通信設備について準用する。</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備</p> <p>(総合品質)</p>	<p>第四十五条の七 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の用いるワイヤレス固定電話用設備に接続する端末設備等における通話の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。</p> <p>2] 電気通信事業者は、そのワイヤレス固定電話用設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(準用)</p>	<p>第四十五条の八 第二十七条から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の五及び第三十五条の二の六の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）について準用する。</p> <p>2] 第二十七条から第三十三条まで、第三十五条、第三十五条の二の三、第三十五条の二の五、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、ワイヤレス固定電話用設</p>	
---	--	--	--	--	--	--

- 備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第三十五条の二の三中「設置する」とあるのは「用いる」と、「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。
- 3] 第三十五条の二の四の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、同条第四号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「メタルインターネットプロトコル電話用設備又はワイヤレス固定電話用設備」と読み替えるものとする。
- 4] 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の五、第三十五条の二の六及び第三十五条の三から第三十五条の五までの規定は、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するもののうち、特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と、「第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。
- 5] 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するもののうち、特定端末設備を除く。）について準用する。
- 6] 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の五、第三十五条の二の六、第三十五条の九及び第三十五条の十の規定は、電気通信番号規則表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、「第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。
- 7] 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備を除く。）における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。
- （特定端末設備）
- 第四十五条の九、端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第

十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第一項において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。

2) 端末規則第六章及び第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第二項において読み替えて準用する第六章」と読み替えるものとする。

3) 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第三項において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。

第五章 「略」

第六章 「略」

（電磁的方法による提出）

第五十八条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2) 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けべき者に到達したものとみなす。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第四章 「同上」

第五章 「同上」

（電磁的方法による提出）

第五十八条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者の氏名及び住所並びに申請の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第六条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

(定義)

第一条 「略」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

「一〇四 略」

四の二 ワイヤレス固定電話 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の三に定めるワイヤレス固定電話用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。

「五〇二十五 略」

（電気通信役務契約等状況報告等）

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
「略」 I P 電話（当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定 I P 電話番号を使用するものに限る。）	I P 電話を提供する電気通信事業者であつて、I P 電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定 I P 電話番号の指定を受けたもの	様式第四及び様式第五
ワイヤレス固定電話	ワイヤレス固定電話用設備を用いてワイヤレス固定電話を提供する電気通信事業者	様式第五の二
衛星移動通信サービス	電気通信回線設備を設置して衛星移動通信サービスを提供する電気通信事業者	様式第六
「略」	電気通信事業者	

2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書

改正前

(定義)

第一条 「同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

「新設」

「五〇二十五 同上」

（電気通信役務契約等状況報告等）

第二条 「同上」

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
「同上」 I P 電話（当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定 I P 電話番号を使用するものに限る。）	I P 電話を提供する電気通信事業者であつて、I P 電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定 I P 電話番号の指定を受けたもの	様式第四及び様式第五
衛星移動通信サービス	電気通信回線設備を設置して衛星移動通信サービスを提供する電気通信事業者	様式第六
「同上」		

2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書

面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

【一・二 略】

【3・4 略】

別表 電気通信役務の種類（第四条の六関係）

【一〇八 略】

九 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務

【一〇七 略】

【備考 略】

様式第5の2（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告	
利用者	年 月 日現在
サービスの種類	ワイヤレス固定電話
事業者名	
都 道 府 県	利 用 数
合 計	
参 考 事 項	

注1 ワイヤレス固定電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

- 2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 3 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 4 記載する都道府県の数に及び、項を適宜増減すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第28（第8条関係）
第1表

面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

【一・二 同上】

【3・4 同上】

別表 電気通信役務の種類（第四条の六関係）

【一〇八 同上】

九 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務

【一〇七 同上】

【備考 同上】

【新設】

様式第28（第8条関係）
第1表

【第2表・第3表 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

【第2表・第3表 同左】

(電気通信番号規則の一部改正)

第七条 電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

(軽微な変更の届出等)

第十二条 電気通信事業法施行規則第七条第一項又は第九条第三項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十条の六第三項の規定による法第五十条の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。

〔2〕5 略

(電磁的方法による提出)

第十八条 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもって行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(軽微な変更の届出等)

第十二条 電気通信事業法施行規則第七条又は第九条第二項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十条の六第三項の規定による法第五十条の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。

〔2〕5 同上

(電磁的方法による提出)

第十八条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、その書類の記載事項を記録した電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下この条において同じ。)による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合は、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法の施行の際現に電気通信事業法第九条の登録を受けている者又は同法第十六条第一項の届出をしている者については、改正法の施行の日においてこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第四条第二項又は第九条第二項に掲げる事項に変更があつたものとみなして、改正法による改正後の電気通信事業法第十三条第四項又は第十六条第二項の規定を適用する。

2 新施行規則様式第三十八の二については、当分の間、なお従前の例による。